

会 議 錄

1 会議名

令和 7 年度第 6 回吉川区地域協議会

2 会長挨拶

3 議題（公開・非公開の別）

- ・報告事項（公開）

- (1) 会長報告

- (2) 委員報告

- (3) 事務局報告

- ・諮問事項（公開）

- (1) 吉川旭地域生涯学習センターの廃止について

- (2) 吉川ゆったりの郷の利用時間及び休館日の変更について

- (3) 吉川スカイトイピア遊ランドの利用時間の変更について

- ・自主的な審議（公開）

- (1) 自主的審議事項について

- (2) その他

4 その他（公開）

- ・次回地域協議会日程について

- ・その他

5 開催日時

令和 7 年 9 月 25 日（木）午後 6 時 30 分から午後 8 時 5 分まで

6 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3 階 大会議室

7 傍聴人の数

1 人

8 非公開の理由

なし

9 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委 員：山岸会長、薄波副会長、上野委員、大滝委員、斎藤委員、関澤委員、

- 田中委員、新部委員、橋爪委員、武藤委員

- ・事務局：吉川区総合事務所 岩野所長、山本次長、渡邊市民生活・福祉グループ

長（教育・文化グループ長兼務）、道場総務・地域振興グループ副主幹
社会教育課 宮崎参事、加藤参事
観光振興課 新井課長、小関係長

10 発言の内容（要旨）

【山本次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・委員 10 人の出席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：大滝委員

【山岸会長】

（挨拶）

【山本次長】

- ・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により山岸会長から議長を務めていただく。

【山岸会長】

- ・報告事項の会長報告については、後ほど消火栓の話をさせてもらうが、ここでの報告事項はない。
- ・続いて委員報告だが、委員の皆さんの方で報告事項があればお願いしたい。ないか。
(発言なし)
- ・では、事務局報告をお願いする。

【山本次長】

- ・事務局から、9 月 3 日の大雨に関する被害状況とこの夏の渇水に対する農作物等の支援策について説明する。

（資料 4 「【令和 7 年 9 月 3 日】大雨被害状況〔吉川区〕」、資料 5 「令和 7 年度 農地渇水・高温対策事業、ほか」により説明）

【山岸会長】

- ・今ほどの説明について、意見、質問があればお願いする。
(発言なし)
- ・なければ、次第の 4 質問事項に移る。事務局から説明をお願いする。

【山本次長】

- ・ 諮問事項は、本日 3 件ある。始めに、吉川旭地域生涯学習センターの廃止について。説明については、担当課の社会教育課が行う。

【社会教育課 宮崎参事】

(資料 1 「吉川旭地域生涯学習センターの廃止について」により説明)

【山岸会長】

- ・ 委員の皆さんの方で、改めて意見、質問があればお願ひしたい。いかがか。
(発言なし)
- ・ では、事務局、お願ひする。

【山本次長】

- ・ 続いて、「吉川ゆったりの郷の利用時間及び休館日の変更について」と「吉川スカイ トピア遊ランドの利用時間の変更について」。説明については、担当課の観光振興課が行う。

【観光振興課 新井課長】

(資料 2 「吉川ゆったりの郷の利用時間及び休館日の変更について」と資料 3 「吉川スカイ トピア遊ランドの利用時間の変更について」により説明)

【山岸会長】

- ・ それでは、委員の皆さんから質問、意見があればお願ひする。いかがか。

【関澤委員】

- ・ ゆったりの郷の酵素風呂の跡地でマッサージの営業をしていると聞いたが、個人が 営業しているものなのか。跡地を利用するには歓迎するところだが、市の観光振興 課に断って営業しているのかどうか教えてほしい。

【観光振興課 小関係長】

- ・ マッサージについては、酵素風呂の跡の部屋ではなく、それよりも奥の部屋になるの で、従前のとおりマッサージの部屋は変更がない。酵素風呂の跡については、運営会 社の本社機能の事務室として利用している。市と協議の上で使っており、市も承知 しているところである。

【山岸会長】

- ・ ほかにないか。

【橋爪委員】

- ・ ゆったりの郷で 12 月 31 日を営業日としたのは、実績でそうしたのか、要望が多か ったのか。

【観光振興課 新井課長】

- ・運営者で試験的に 12 月 31 日に営業したところ、利用が結構多くあったことから、定例的に毎年実施していきたいということであった。指定管理者と話をして、これは地元の利用者にとって良いことなので、今回、条例に規定して、条例上も実態に合わせたということである。

【山岸会長】

- ・ほかにいかがか。よろしいか。
(発言なし)
- ・なければここで、社会教育課と観光振興課が退席する。
(社会教育課と観光振興課が退席)
- ・それでは、今ほどの諮問事項に対する答申を行うに当たり、それについて審議をしたと思う。皆さんの方で例えば附帯意見を付けるとか、意見があれば発言をお願いしたい。いかがか。
(発言なし)
- ・ないということなので、最終的な答申としては、正副会長と事務局とで文面を考えて、住民には影響がないというような内容で、また皆さんへ示したいと思う。
- ・それでは、次に、次第の 5 自主的な審議に移る。ここで、消火栓の緊急点検について、事務局の方から話があるということなのでお願いする。

【岩野所長】

- ・前回の第 5 回地域協議会で、消火栓の水利点検について危機管理課へ話をして来るという話をさせてもらった。翌日に危機管理課へ行き、皆さんの意見そして現状等を課長と担当係長へ話をして来た。消防団の考え方も聞きながら話をして来たが、上越市の消防の取組としては、市と消防団が両輪となって取り組んでいくという話の中で、消火栓の水利点検についても消防団の方に協力をお願いしているということを確認してきた。それを受け、吉川方面隊の幹部と話をさせてもらいながら、今回、緊急的な水利点検を実施する旨の方向で、話がまとまった。その部分について、今回、皆さんの方へ説明をさせていただきたいと思っている。詳細については、次長からさせてもらうが、よろしくお願いする。

【山本次長】

- ・9 月 16 日に吉川方面隊の幹部会議を方面隊長の指示により開催し、そこで消火栓点検の実施について方面隊長の指示があったので、そのことについて報告する。開栓

がスムースでない消火栓があったという報告がされたということは、方面隊長としても、今までそのようなことがないように、消火栓の冬囲い前後に開閉バルブの点検を指示して来たところではあるが、今回、こういう事態があったということは、極めて重大なことであると捉えて、次のように指示された。緊急点検の内容としては、令和7年9月、10月の2か月間で、消防の日を利用して、分団内にある全ての消火栓の開閉バルブを開いて、水が上がって来ることを確認すること。バルブが硬い場合は、何度か開閉を繰り返し、また、グリスアップを行うなど、スムースに開閉できるようにすること。そして、その結果を10月31日までに事務局へ報告すること。なお、吉川区内には、現在、消火栓が231基あり、各分団内で数は違うが、この2か月間で行うということである。今後の消火栓の点検についても、令和8年度以降も冬囲いを行う時、冬囲いを外す時、それと8月から9月の2か月間の3回行うことで指示があった。そのように消火栓については、今年度については9月、10月の2か月間で全て行うということである。以上である。

【山岸会長】

- ・では、方面隊長である上野委員から、補足あるいは私見をお願いする。

【上野委員】

- ・今の説明のとおりなのだが、9月4日に事務局と方面隊長と3人でいろいろ話をさせてもらった。その後に、9月16日の幹部会議で皆さんに指示して、皆に納得してもらった。

【山岸会長】

- ・今の話について、委員の方で何かあればお願いする。

【薄波副会長】

- ・今回、消火栓だけの点検ということで、ホースについては何も確認、点検しないということか。

【山本次長】

- ・同じ日の方面隊会議で、格納箱にあるホース、筒先の点検については、方面隊長の方で分団幹部と協議ということで、話し合いが行われた。その結果、ホース、筒先の点検も行うが、ホースは一つの格納庫に3本から4本入っていて、これで水を出すとなると、それを乾燥させてしまうことになる。その作業があるので、なかなか消火栓のバルブを確認するようにスムースにはいかないが、基本、その実施方法として毎月の消防の日、ただ令和7年の9月、10月は消火栓の開閉バルブの確認を優

先するのでこの2か月間は行わないが、毎月消防の日を利用して各分団で1か所以上の格納箱のホース、筒先について、消火栓でなく、可搬ポンプによる自然水流を利用しての水出し点検を行って、その後、乾燥後に格納箱に戻す。それで、点検したホースの乾燥をしている間は、消防部にあるホースを代替として格納箱に入れる。点検の結果、水漏れや異常のあるホース、筒先は一目で分かるよう表示を行って、町内会長へ報告する。令和8年度以降もこれを繰り返していく、ということで確認をしたところである。

【薄波副会長】

- ・作業が大変だからということで、点検をおろそかにしては実際に火事が起きた時には役に立たないわけなので、その辺、速やかに点検作業を進めるようにお願いしたいと思う。

【山本次長】

- ・格納箱とその中のホース等は、町内会管理という話をさせてもらっているところだが、これについても消防団吉川方面隊としては、町内会からも活動の支援をいただいているということで、格納箱内のホース等の点検を行うということを確認したところである。

【山岸会長】

- ・ほかにいかがか。
- ・230本立ち上がり（消火栓）があって、格納箱は何個あるか。

【山本次長】

- ・格納箱の数は把握していないが、基本、吉川町当時は、消火栓全てに付いていたので、その後、外したものもあると思うが、大体同じくらいではないかと思う。

【山岸会長】

- ・数があるのは重々承知している。ただ、最終的にホースに穴あきが確認された場合は、あるいは、ほかに不具合が出た場合には、町内会の持ち出しで入れ替えるというそういう流れは当然あるが、状態の把握ができるだけ早くサイクル的に進めてもらいたいというのが正直なところである。なので、前回も言ったが、方面隊には、お願いできることであれば、何らかの機会に、水出しをする時に、順繰り順繰りに格納箱のホースを使ってもらって、できるだけ総点検を急いでもらえればと思う。あるいは、格納箱に収められたのが何年前なのかというのが分かれば、一応規格から言うと、10年経つと何も使わなくとも穴が開いていくのだろうということになっている。

なので、10 年前のものなのか、5 年前のものなのか、それぐらいはまず把握してもらって、古い方から順繰りに点検してもらえばと思っている。消防団には悪いが、負担を掛けたくないが、住民としては、頼りになるのは消防団ということで、できればその様に配慮してもらえればありがたいので、よろしくお願ひする。

【薄波副会長】

- ・点検の結果、不具合がホースに見つかった場合に、同じホースを町内会で更新することになるのか、それとも、今回、以前から話が出ている 40 ミリホースを買って入れてはだめなのか。これから話になると思うが。アダプターが付いているのでそのまま消火栓につなげられる。

【山本次長】

- ・そこは、市がこうして欲しいということではないと思う。町内会の考えでよろしいと思う。基本として、消防団が格納箱のホースを使うということは想定していない。

【山岸会長】

- ・良く分かっている。ただ、火災の規模にもよるし、類焼で次々と、あるいはまた、林野の方に飛び火して山火事が起った場合には、とても積載車に積んでいるだけでは間に合わない。近くにある消火栓は全部使うようになると思う。ということも鑑みると、やはりその辺は、本来は何らかの手立ては必要なはずである。町内に預けたのだから町内で管理しろということで良いのかなと改めて思うが。

【橋爪委員】

- ・毎月、消防の日に点検するということだが、その時に各町内会の立会とか、それを見ていてこれはだめだねというのを、実際に見る機会があれば良いのかと思うが、町内会の立会は予定していないのか。

【上野委員】

- ・消防の日に活動を行うが、町内会長立会の下、まではいらないと思う。団員で点検してだめなものは町内会長へ報告するやり方で今は考えている。

【山本次長】

- ・実際、消防団の方で、団員がここ、ここ、という感じで点検をして行くので、町内会の立会は難しいのかなと思う。

【山岸会長】

- ・いずれにしても、ホースがだめであれば順次 40 ミリに変えていくという町内会が出た場合に、これまでの 60 ミリとまるっきり違うので、その辺を危機管理課はどう捉

えるのかを一応話しておかないで良いのかと思う。管理はもう町内会だから好きにしてくれということで済ますのか、ということである。更に言えば、今回の話、たまたま火災で、たまたま吉川で、吉川は緊急点検に対応してもらえるということで、私も胸を撫で下ろしているが、吉川は良いが、他人のことを心配するなというが、実際にどうなのか、その辺は危機管理課には、またそういう話も出ていたというくらいで伝えてもらえばありがたいなと思う。吉川区は、とりあえず一番近々で火災があって、事案が出たので緊急点検を対応していただくということで、それはそれとして、そう改めて思った。

・ほかはよろしいか。

【関澤委員】

・市議会の橋本議員の質問についても、やはり一般の人は禁止になっている。橋爪議員の報告を見ると、実際火災の訓練では職員のうち消防団員でなければノズルを持つことはできないのかという質問に対して、課長は、いざという時に初期消火に当たるべき者が、特別な技能を持った者でなければならないということは、初期消火の意味を成さない。誰でも使われるものでなければならない。こう言っている。だから、一般の人が使われなければ価値がない。担当課長は、次の訓練までにどのような方法があるか考えるという。これは、市役所庁舎内の消火栓のことで、一般の消火栓の話ではないが、やはり誰でもできるようにしないといけない。火災発生時に必ず消防団員がいることはあり得ない。それをなぜ市で許可しないのか。本当に危ないのか。実際、我々、消防署へ行って放水訓練をしてきた。あれぐらいはできる。何でだめなのか納得できない。

【山岸会長】

・それは、総合事務所ではなく危機管理課へ言う話だ。私も市議会を傍聴に行ったが、橋本議員がどのように攻めて良い答えを引き出してくれるのかと、ワクワクしながら聞いていたが、早い話、簡単なところで、市長の考え方一つで対応が変わってしまうので今日はこれくらいにしておくということで、質問時間をまだ十数分残して質疑をやめた。協議会で、副市長がこう言ってくれたのでどうするかと訊いた時に、半分の委員が市の出方を待とうという話だったが、やはり変わらない。市長を筆頭に答えたが、防火衣が必要だ、訓練が必要だ、指揮命令系統がどうのと、とにかく我々庶民が、全て消防団員でなければだめだという、そこから発想している。初期消火というのは、天井まで火が行けばどうのこうのではない。そこにある水源があれば、誰で

も使えるようにしとかなくてはならない、これは当たり前のことだ。これを今後、うちの協議会としても、意見書も出してあるが、改めて皆さんに伝えたいのは、我々は、地域自治法の第 202 条の 7 に地域協議会の権限というのがあり、市長村長はその市町村の機関に意見を勘案し、必要があると認めるときは云々と書いてある。必要があると認められないといけないのだが、ただ、検証委員会の話を伝えるが、地域自治プロジェクトのアンケートもそうだったが、地域協議会の意見書に対して市長が何らかの反応を示せば、その意見書は非常に有効であったといえ、意見書が有効であったということは、地域協議会での議論をすることが有効であるということになる。これが、実は地域協議会のやり甲斐につながる。ところが、今まで吉川区地域協議会では、かなりの意見書を出しているが、斎場廃止を撤廃させた以外は、ほぼ重く受け止めておられていない。それが、やり甲斐を失っている大きな要因だと思っている。何のために毎月最低でも 1 回集まって、それぞれ職場を持ちながら、それ生活を持ちながら、この時間を費やして地域住民のために話し合って、意見書を取りまとめて市長に出している。その取り扱いが、どうもやり甲斐につながっていないと思う。これは、地域自治プロジェクトが市長代わればどうなるか分からぬが、地域協議会を家にいてリモートでやるとかという話があるが、そんなことはない。そういうことで女性を増やせ、若者を増やせというが、やり甲斐をつくってやらなければ誰も入らない、やらない。月 20 万円、30 万円もらえば、また考える人もいるかも知らないが、そんなこともない。この国の中で、地域協議会の制度の中で、無報酬でやっているのは上越市だけだ。それを今回、そういうふうに変えるのか、市長が代わって成るのか成らないのか分からぬが、いずれにしてもそこではないと私は思う。ちょっと余計なことも話をしたが、今後、吉川区協議会は、先月改めて意見書にしたらどうかという話もあった。ただ、やり甲斐につながるような意見書という取り扱いをしてくれるのか非常に不透明だ。まず、私の指摘、提案としては、やはり危機管理課を呼んで、改めてここでいろいろやり取りさせてもらいたいと私は思う。皆さんの方から意見を承りたい。

【関澤委員】

- ・今の市長ではだめだということだ。10 月の市長選でこの問題を真剣に考えて許可してもらえる市長を選ぶしかない。消火栓があっても一般の人が使えないのなら、みんな撤去してくれということだ。

【山岸会長】

- ・私も同感だが、ここで言っても仕方が無いこと。やはり、担当と直接やり取りをするか、意見書という形でもう1回出すか、その辺を皆さんに決めてもらいたい。その内、市で何とかしてくれるなんてことはあり得ない。今後どのように進めていくか、委員の方でいろいろ考えがあるかと思うので、順番にお願いしたい。

【武藤委員】

- ・意見書を1回出してあるが、それより強い請願書か何かを出してはどうか。市議会議員の中にも7名くらい賛同しているので、その方々の紹介を得て請願書を提出してはどうか。

【橋爪委員】

- ・もう1回、意見書を出すとしたら、かなり文面を変えなければならないと思うし、その辺が非常に難しいと思う。前回は、みんなができるように訓練して、とか色々なものを入れたと思うが、それ以上にどうやって書くのか難しいとは思っているが、実態を挙げて、こういうことがあったとか、そういうのを意見書の別紙として入れて出すか、そういう方法が良いかとは思う。

【新部委員】

- ・この話とは別に、格納箱とホースは町内会が管理しろということで、消火栓自体は市が管理しているということで、それを使うのは消防団ではないのか。そのホースは消防団が使うのか。誰が使うのか。地域住民は使えない、消防団も必要ない。ということは用意する必要はないということではないのか。

【山岸会長】

- ・地域住民は、消火栓を開栓できない。消防団は、格納箱のホースを基本的には使わない。なので、合併前上越市では撤去してくれという町内会が出てきている。

【新部委員】

- ・町内会が買って点検したとしても、それを使うなと危機管理課が言っているということは、何か矛盾しているような気がする。準備したところで、誰も使えないということ。何かおかしい。多分、いざ何かあれば、地域の人がホースを出して初期消火してしまうと思うが、それに対して誰もペナルティは言わないと思う。黙認すると思う。それが現実なのだと思うが、危機管理課は、私は知りませんでした、で済ませるつもりだ。地域協議会というのは諮問機関なので、市長が代わらない限り、確かにそうだと思う。県内で30市町村あった中に、使って良いという市町村と使ってない市町村があるということは、危機管理課が言っていることも正論だし、我々が言って

いることも間違ってはいないということだと思う。だから、今後どうするかという話になった時には、諮問機関としてもう 1 回意見書を出すか、やれることをやるしかないと思う。それで、やるとしたら、橋爪委員が言ったように、矛盾しているところというか、新たなそういう観点でもう 1 回、諮問機関として申し立てをするかどうかということになると思うが、どちらにしても危機管理課の言い方も間違っているわけではないし、我々が言っていることも間違っていることではない。危機管理課が危ないと言っているが、私が途中で勉強になったのは、ほかの市町村は保険を準備しているということ、いざ何かあったときに不特定多数が、町内会で行事をやるときに入るような形で、火事になって不特定多数の住民が手を出してけがをした時には、というふうな保険というのが多分用意されているのだろうと思う。だから、危機管理課からは一方的に危ない危ないと言っているが、保険を市の方が用意すれば、それはそれで解決する道はあるのだろうなと思う。だから、結局は行政のトップが代われば、危機管理課の部長なり課長なりの意見は変わる。必ず変わる。それを持つ、そういう方向で静観するしかないと考えるのも 1 つだし、新たにちょっと方向を変えて、もう 1 回文書を変えたところで出すのも 1 つだと思う。

【田中委員】

- ・危機管理課の「ダメだ」ということは、凝り固まっていると思うので、30 市町村のうち 19 自治体がOKしているというのであれば、そこはやっぱりいっぱい話を聞いてもらったりとか、なんで大丈夫にしているのかを教えてもらったりして、危機管理課がなぜそんなに頑なになっているのかというところだと思うので、それには市長が代わるしかないのかなと新部委員も言っていたが、でも、そういう大丈夫だとしていることを知っているというのを私達がアピールするのも良いのかと思う。

【上野委員】

- ・消防団方面隊長として話をさせてもらうが、4 月の総務常任委員会との話し合いの場で言われたのは、ホースが使えないのであればもういらないのではないかという話が出てきて、格納箱を撤去している場所があるそうだ。もしあれば、一般住民が使えなくても、消防団としてホースが足りない場合、民家からの火災で山火事に発展した場合にホースが足りなくなった場合に、そういうホースの利用をしつつ、活動になる場合もあるので、いらないというわけではないと思う。

【山岸会長】

- ・方面隊長としての意見は分かったが、区の住民の代表者、委員としてどう捉えている

か。市が頑なに使うなと言つてきていることに対して、何らかの手立てをした方が良いのか、その辺はいかがか。

【上野委員】

- ・一住民として話することは、難しい。

【大滝委員】

- ・長年消防団にかかわって来たが、どうしてこんなことになったのか良く分からぬが、市が頑なに言つてることは、安全性の問題があるということなので、そこは保険を掛けたりという動きをすればまた変わるのかなとは思う。ただ、トップの考えが変わらない限り変わらないのかと思うが、市長の発言は残念というか、市民対応になつていよいよな気はする。それと、市の予算がなかなかないだろうが、消火栓が有効に活用できないのであれば違うもの、例えば支援整備をするとか防火水槽を整備するとかそういう面もあるのではないか。ため池とかそういうものも利用しながら整備の方法もあるかと思う。本来であれば、消火栓が本当に活用できるのが一番いいと思う。何のために消火栓を作ったのか、原点に返つてもっと議論をすべきではないかと思う。

【斎藤委員】

- ・八木副市長の40ミリホースを装備していないこと、これを検討させてもらうという結果に基づいた形での答弁とは思うが、非常に私どもに配慮した形での答弁だとは思う。中山間地への配慮について、ここで議論をやめるということではなく、様々なことを想定し、引き続き意見交換をさせていただくということだが、引き続き意見交換をして行って欲しいとは思う。ただ、今後ホースがだめで、では何を入れるかといった中で、40ミリを入れたいというのが正直なところで、それを市民が使うかどうか云々というのはまた別として、補充していくものは40ミリを補充していきたいというのが住民の意見であり総意なのではないかと思う。それが、どういう形でどういうアクションでなっていくのか話は別だが、格納箱を撤去して行きたいという考えがあるという話が聞こえてきた。それであればそれで一向にかまわないと、ただ地域住民の声もまた必要だし、そういうことを踏まえた形で40ミリに変えて入れていくというのが本式ではないのかなと思う。

【関澤委員】

- ・新聞記事を見ると、県内30市町村のうち19自治体が市民の消火栓使用を禁じておらず、とある。ということは、使用を禁じている11の自治体に上越市が含まれてい

る。これはおかしい。極端に言えば、市長でも代わらなければだめということか。私は、絶対納得いかない。

【薄波副会長】

・市長が代わる云々とは全く関係なしに、できることはやっていく。待つ必要はない。

当然、意見書で出していく。出し方も同じ内容ではなく、事例とか事実を含めて出して行くべきだと思っている。消火栓のホースの件で矛盾しているという話があったが、ただ、管理については地域によって条件が違う、地域性があると思うので、全部取り扱ってしまうというのは反対だし、交換する時には、私は、町内会で了解が得られれば40ミリを入れるつもりだ。町内会管理なので。保険の話もあったが、町内会では全員保険に入っている。保険の適用部分については、町内会活動であれば全部適用される。だから、消火活動も町内会活動というふうに認めてもらえば保険は適用されるという認識でいる。特別に保険を払うことはない。そういう意味で、今、待つ必要もなくできることをまず進めて行くというのが私の考えだ。火事だと言つて家を飛び出したら目の前に消火栓があるのに使えない、そうしたら向こう三軒両隣を見殺しにするのかというそんな話になってしまふ。使わなかつたら原之町の商店街が焼け野原になってしまふ。そんなことにはしたくないので、できることは進めて行きたいと思う。

【山岸会長】

・全員から発言してもらった。総じて、今の状況を善しとしていないのは当たり前のことだが、これから意見書を改めて作るにしても、ただそこに向かうよりは、行政側ともう一回やり取りをしないで良いか。私は、した方が良いと思う。この間の火事の時も渴水対策本部がある中での火災だったので、自然水利と言われた。確かにそれが整備できて、いつも川に水が流れて来ているような状況があればベストだが、そういうことはあり得ない。唯一の水源が消火栓としたら、それを納税者である私たちに使わせないというそんな権限がどこにあるのか。市町村合併と同時に、消火栓使用禁止になったのかなと思っていたら、ここ2、3年前だという。だとしたら職員が代わった、市長が代わった、代わった時点で一律使用してはならないとなったということなのか。市長が代わってそうなったのか。これは、危機管理課の部長ではないかなと思っているが、実は、消防団再編の時もやり取りはしているが、どうもその辺から消火栓使用を、旧15区では消火栓を使わないし、使えば危ないしというような話があったらしく、そこを基に一律に使わせないようにしようという話もあった

ように私は伺っている部分がある。これが正確かどうか直接危機管理課に聞いてみたい。何の根拠があつて今まで使えていたものを一律使えなくしてしまったのか。それは市議会議員にも聞いてもらいたいと思っている。その辺を直接やり取りしないで良いのか。また、やり甲斐のない意見書になつては困る。

【関澤委員】

- ・会長の言うとおり。我々納税者は、ちゃんと税金を納めている。税金を納めていて、我々が生命と財産を逆に守ると言っている。余計なことをしないで良いと行政は言うが、納税をしながら地域の火災については守ると言っている。こんなありがたいことを何で禁止なのか。このところを、所長、聞いてみてほしい。

【山岸会長】

- ・これは、総合事務所がどうのこうのではない。総合事務所にその権限があれば、ぜひ使ってくださいと言うかもしれない。それはともかく、市として使うなと言っている以上は、市とやり取りをしなくてはならない。その窓口は危機管理課だ。危機管理課と今一度、意見交換させてもらって、その上で文言を考慮して、矛盾している部分を突くとかという部分もあると思うし、それをみんなでまた改めて考えたらいかがか。

【新部委員】

- ・危機管理課とやつても無駄だと思う。危機管理課に権限はない、無理、市長だ。市長に言われているというか、市長に報告、連絡して、レクチャーする中で初期消火というのはそういうものだとされている。危機管理課長が来ていくら説明しても、それ以上のことは言えないし、説明もできないし、会長の言っている疑問について明解な回答ができないと思う。つるし上げるとかそういうことでもしない限り、言えないし、危機管理課を呼んだところで、私は納税者だからどうだこうだと言っても、納税したのは確かだが、その金額においてどうだこうだという話は一切ないので、そういう権限というのは市長が持っているわけだから、市長か市議会が持っている話であつて、私は危機管理課を呼んでも無駄だと思う。

【山岸会長】

- ・市長を選らんだのは市民である。

【新部委員】

- ・それは分かるが、地域協議会は諮問機関である。それ以上のものではないと思う。

【山岸会長】

・誤解がないように改めて言うが、確かに諮問機関ではあるが、諮問が来てそれに受け答えするだけではない、我々の本来の仕事は、区の住民の代表である。住民が今何を求めているか、何に困っているかを我々がつぶさに拾って、この中で協議して意見書にまとめて市長にこうしてくれと、吉川区ではこういうことで今やつてほしいと思っているということをやれる立場である。はっきり言って、町内会長連絡協議会があるが、町内会長連絡協議会は要望団体だ。我々はその1つ上なのだ。そこを良く認識してもらいたい。町内会長の上で、我々は直接市長に意見できる。だから、条例の中にあったように、行政が重く受け止めてもらってちゃんと対応してもらえば、我々のやり甲斐につながる。来たものだけ受け答えしていれば良いという立場ではない。それは、市長が各区に対していろいろ諮問という形で来るが、それに受け答えするだけの立場ではないので、そこを誤解のないように。では、いろいろ意見が出ているが、どうしたら良いか。

【大滝委員】

- ・消火栓を誰も使えないという話をしているが、基本的に住民は使えないが消防団とか常備消防は使っても良い。それは当然のことである。
- ・ため池などは、渇水になれば水がなくなることもあるが、消火栓は水道から直結であり、水がなくなることはない。今回みたいに非常に渇水になれば影響は出るかもしれないが、水利についてはよく考えなくてはならないと思う。

【山岸会長】

- ・渇水ということは、乾燥状態である。ということは、火災が拡大する危険性が非常に大きい。であるならば、初期消火をいかに対応するかが実はもっともっと大事だ。そのために消火栓を使うなということ自体が、はなから間違っていると私は思う。自主審議事項でここまで来ていて、実際に原之町の皆さんには、不安に思っている。長峰団地もそうだ。あまり他人事に思わない方が良いと思う。炎は昇る。だから、斜面にみんな住宅が建っているからブワーッと、まあ出た場所にもよるが、大火災になる可能性はある。その辺は、しかも、浜に近いから風は起こる。必ず起こる。その辺を考えると、住宅密集地、住民が不安に思っていることを我々はもっともっと重く受け止めて、我々ができる事を対応するべき、それが我々の立場だと思う。手をこまねいて、市長選が終わって市長が代われば、なんてそういう立場ではない。そこを少し、もうちょっと気持ちをいただきたいと思って話をしている。どうするか。

(呼んでも良いと思う、という声あり)

- ・反対がなければ、事務局と相談しなければならないが、とりあえずは副市長まで本當は呼びたいくらいだが、危機管理課の部長、課長に来てもらうことで良いか。住民が不安に思っていることを行政はどう捉えているのかと、根拠は何なのだと、危ない危険だ、道具はそろってないとダメだ、訓練しなければダメだ、そんなのは当たり前だ。そういうことをやり取りして、それをちゃんと受け答えが返って来るか分からぬが、やり取りさせてもらいたいと思っている。

【田中委員】

- ・橋本議員ほか何人か賛成してくれている市議会議員がいると言っていたが、その人達と一緒に話をさせてもらって、市議会の方でバンバン言ってもらうというのはどうか。せっかく賛成してもらっているので、そちらの方達に私達の話を聞いてもらうというのはいかがか。

【山岸会長】

- ・それは、この間のシンポジウムに市議会の方々も 7 人来て、認識の高い方々から聞いてもらって、それぞれ意見も言ってもらった。それで、市議会は市議会として動いていただく。ただ、一番住民と接している我々が、このまま何もしないということはあり得ない。何のための地域協議会なのか。住民のために私達は汗水かかないとどうするのか。そのために皆さんは委員になっているのである。言つたってしようがないから言わいでおこうなんていう立場ではない。言わなければいけない立場なのだ。では、確認する。私は、もう一度やり取りさせてもらいたいと思っている。とりあえずは、担当の部長、できれば八木副市長に来てもらいたい。行っていられないというのであれば、こちらから出向いてもいい。皆さん、行ける人と揃って行こう。そういうことをさせてもらって良いか。反論がなければ、そうさせてもらう。

(発言なし)

- ・では、反論はないということで、そのように事務局と相談して進めさせていただく。そんなに簡単に変わるものではないし、10 月に選挙があるじゃないかと言うかもしれないが、そういう問題ではない。現に住民が心配している、不安なのだ。そこを我々はちゃんと受け止める必要があると思う。そういう立場なのだ。そのための地域協議会委員なのだ。では、そういうことで進めるのでよろしくお願ひする。
- ・ほかの自主審議事項で何か皆さんの方でもあればお願ひしたいと思う。よろしいか。
- ・では次に、視察研修の実施について、前回の協議会を踏まえて正副会長会議で検討した。日程は 10 月 27 日、月曜日。視察先は湯沢町と長野県飯山市の道の駅で計画を

した。詳しくは事務局の方から説明をお願いする。

【道場副主幹】

- ・日程は10月27日、月曜日。視察先は湯沢町の「みつまた」、長野県栄村の「信越さかえ」、長野県飯山市の「花の駅千曲川」の3か所を提案させていただく。視察先の担当者から説明を受ける予定にしているのは「みつまた」と「信越さかえ」の2か所となるが、委員の方から視察先への質問などがあれば、あらかじめ事務局へ連絡をいただきたい。今後、視察先との調整も必要になるので、次回の協議会に再度連絡をさせてもらう。

【山岸会長】

- ・今ほどの説明について質問、意見はいかがか。前もって質疑応答などあればというが、締切はどうするか。

【道場副主幹】

- ・次回の協議会まででお願いする。

【山岸会長】

- ・では、次回の定例会までということで。視察研修の日程は平日になるが、住民の要望は道の駅の活性化と尾神の観光振興である。これは、アンケートのとおりである。ここに我々が、何とか少しでも力添えできるようであればと思っているので、皆さんから事前にもらった道の駅の視察に関する要望もあったので、それを踏まえて改めて次回の協議会までに事務局の方にあげてもらえばありがたい。よろしくお願ひする。
- ・それでは、次第の6 その他に移る。その他ということで委員の方で何かないか。

【関澤委員】

- ・地域独自の予算事業の「謙信公ゆかりの地巡りバスツアー」を11月9日、日曜日に実施する。今年度は、これで最後となる。ぜひ参加を願いたい。

【山岸会長】

- ・補足をさせてもらう。地域独自の予算事業になってから、バスツアーは3回目になる。今回初めて柿崎景家が建てた楞厳寺に行くことになっている。また、上杉謙信が幼少の頃、寺へ修行に通った古道を天気が良ければ歩いてもらって話を聞いたり、見てもらえばと思う。これは、今までになかった部分だが、もちろん大乗寺と天林寺という謙信ゆかりの吉川区内の大事な場所も見てもらえたと思う。参加者は20名を募っているので、皆さん早目の申し込みをお願いする。ほかにないか。なければ

事務局いかがか。

【岩野所長】

・消火栓の利用に関しては、活発な議論をいただき大変ありがたく思っている。今ほど皆さんに決めてもらったが、部長、課長、担当課との意見交換を実施するということだが、10月に入ると市では予算編成がある。それと、市長選もあるが、この意見交換の部分については、地域協議会との意見交換なのだが、定例的な会議とは別でも良いという部分で時間等も含めて、会長と事務局の方でまた協議するということでおろしいか。

【山岸会長】

・会議の中でも言ったが、向こうの状況に合わせるという場面も起きるかもしれない。吉川まで出向く時間がないので来てもらえば対応する、ということになるかもしれない。そうなれば、できるだけ早く皆さんにお知らせして、行ける方でお邪魔したいと思う。できれば、定例会の時に来てもらって委員が揃っている中でやり取りしたいが、向こうの都合もあるので、事務局と我々と先方と三方で相談の上ということになる。

【岩野所長】

・了解した。10月については、諮問における答申、そしてまた、こちらの方からの報告事項というところもあるので、その部分も含めて、検討協議していきたいと考えているので、よろしくお願ひする。

【山岸会長】

・極力、定例会で自主的審議事項ということでやりたいと思うが、向こうとのやり取りをお願いする。
・それでは、次回の日程を皆さんにお願いしたいと思う。第3木曜日は10月16日になる。午後6時30分からということでお願いする。調整をよろしくお願ひする。
・それでは、最後に薄波副会長から閉会の挨拶をお願いする。

【薄波副会長】

・9月下旬になって大分涼しくなってきたが、まだまだ長期予報では暑い日が続くという予報になっているので、体調管理には十分注意してもらいたい。では、これで第6回吉川区地域協議会を終了する。

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-548-2311 (内線 213)

E-mail : yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

12 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。